

令和8年第2回津南町議会臨時会会議録

(3月26日)

| | | | | | | | |
|---|--------------------|-----------|-------|----------------------|-------------------|---------|--|
| 招集告示年月日 | | 令和8年3月23日 | | 招集場所 | | 津南町役場議場 | |
| 開会 | 令和8年3月26日 午前10時00分 | | | 閉会 | 令和8年3月26日 午後0時18分 | | |
| 応招・ 不応招 出席・ 欠席の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | 議席番号 | 議員名 | 応招等の別 | |
| | 1番 | 月岡奈津子 | 応・出 | 7番 | 恩田 稔 | 応・出 | |
| | 2番 | 滝沢萌子 | 応・出 | 8番 | 江村大輔 | 応・出 | |
| | 3番 | 村山郁夫 | 応・出 | 9番 | 栞原洋子 | 応・出 | |
| | 4番 | 関谷一男 | 不応・欠 | 10番 | 吉野 徹 | 応・出 | |
| | 5番 | 久保田 等 | 応・出 | 11番 | 石田タマエ | 応・出 | |
| | 6番 | 筒井秀樹 | 応・出 | 12番 | 風巻光明 | 応・出 | |
| 地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印) | 職名 | 氏名 | 出席者 | 職名 | 氏名 | 出席者 | |
| | 町長 | 桑原 悠 | ○ | 農林振興課長 農業委員会事務局長 | 小島孝之 | ○ | |
| | 副町長 | 根津和博 | ○ | 観光地域づくり課長 DMO推進室長 | 石沢久和 | ○ | |
| | 教育長 | 島田敏夫 | ○ | 建設課長 | 鴨井栄一郎 | ○ | |
| | 農業委員長 | | | 教育委員会教育次長 | 滝沢泰宏 | ○ | |
| | 監査委員 | | | ジオパーク推進室長 | 五十嵐 誠 | ○ | |
| | 総務課長 | 高橋昌史 | ○ | 会計管理者 | 太田 昌 | ○ | |
| | 福祉保健課長 | 野崎 健 | ○ | 病院事務長 | 小林 武 | ○ | |
| | 税務町民課長 | 鈴木真臣 | | | | | |
| 職務のため出席した者の職・氏名 | 議会事務局長 | 保坂 晃久 | | 議会事務局班長 | 太田 一規 | | |
| 会議録署名議員 | 5番 | 久保田 等 | | 10番 | 吉野 徹 | | |

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 24 号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 25 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 26 号 津南町地域駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 27 号 指定管理者の指定について (美雪町集落開発センター)
- 日程第 7 議案第 28 号 指定管理者の指定について (津南町テレビジョン共同受信施設)
- 日程第 8 議案第 29 号 指定管理者の指定について (津南町所平克雪管理センター)
- 日程第 9 議案第 30 号 指定管理者の指定について (津南町地域駐車場)
- 日程第 10 議案第 31 号 津南町総合振興計画について
- 日程第 11 議案第 32 号 津南町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 12 議案第 33 号 財政調整基金の処分変更について
- 日程第 13 議案第 34 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算 (第 20 号)
- 日程第 14 議案第 35 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 15 議案第 36 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 16 議案第 37 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 17 議案第 38 号 令和 7 年度津南町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 議案第 39 号 令和 8 年度津南町一般会計補正予算 (第 1 号)

議長の開議宣告

議長（風巻光明）

ただいまから令和8年第2回津南町議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席届出者は。4番、関谷一男議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（風巻光明）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（風巻光明）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、5番、久保田等議員、10番、吉野徹議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（風巻光明）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第24号 津南町特別職の給与の特例に関する条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第24号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 24 号につきましては、令和 9 年度着工予定のひまわり保育園増築棟建設工事の基本設計が出来上がり、前回、令和 3 年度のひまわり保育園増築工事の入札不落により工事が滞った一連の工事関係のうち活用できなかった経費の発生が確定したことから、その責任として特別職の給与の減額を提案させていただきます。

議会並びに町民の皆様には深くお詫び申し上げますとともに今後の再発防止に努めてまいります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

先日の全員協議会でも話があったのですが、活用できなかった経費というのは、環境省の補助金の申請や掘削工事、設計費などの合計 4,432 万円ということで、その時に聞いてメモしたのですけれど、それでよかったですでしょうか。そのうち、町の町税としては 1,792 万円だったということですよかったですのか、まず一つお聞かせください。

2 点目ですが、やはり今回のこの提案の割合ですけれど、非常に重大な考え方で金額になっているかなと私としては受け止めました。町民の中には「全額責任を取れ。」というような話もあるかと思いますが、実際には、町長なり副町長、教育長が個人でやったわけではなくて、公務として意思決定、個人の私的行為ではなく組織としての決定だったということを考えれば、やはり法的にも全額払えなんていうことにはならないのかなという理解は私自身はしております。そのようななかで、金額も大きいですけども、どのくらいの重大性と影響であったと考えているのかというのを、先ほどの金額がその金額で合っているのかと併せてお伺いします。

それと、今ほど町長からも再発防止とありましたけれども、今回の事態が発生した要因と再発防止をどのように講ずるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

まず、1 点目の御質疑です。

前回の全員協議会でお示ししたとおり、今、議員のおっしゃる額なのですけれども、詳細を申し上げますと、基本設計委託料が 199 万 8,000 円、実施設計委託料が 2,640 万円、環境省補助金申請事務費が 1,073 万 1,000 円、環境省補助金申請事務費試験掘削費が 479 万円、ひまわり広場跡地排水処理工事が 40 万 2,600 円で、合計 4,432 万 1,600 円です。過疎債を借りておまして、これが 2,640 万円、一般財源で 1,792 万 1,600 円という数字となっております。

重大性は当然、一般財源は町民の税金を使って 1,792 万 1,600 円、その時は必要な経費ということで我々も鋭意向かったわけでございますけれども、結果的にこうなったことは重大なことだと受け止めているところでございます。

これの再発防止です。前回の令和 3 年の時も御説明したかと思うのですけれども、設計のところの専門家の入り方というか、町も技師がないものですから、なかなかそこら辺が対応できなかったところでございます。今回は建設課の技師等も含めるなかで話を進めているところでございますが、そこら辺、例えば大きい実施設計となったときは、やっぱり専門の目を入れる必要があるのかなと感じているところでございます。

議長（風巻光明）

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

私は以前、令和 7 年第 1 回の一般質問でこれについて町長に質問していて、その時に言ったのが「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費で新たに損失が出た場合」というのが表に載っているのですけれど、そのことだと思うのです。今は、「活用できなかった経費」という言葉に変わっていますけれど。令和 7 年第 1 回の一般質問の時には「新たに損失が生じるということは考えにくけれども、生じたら何らかの責任を取る。」と。なので、令和 3 年の時に「過去に支出された経費は必要経費だったし、過去の損失であって、過去の議会の中で一定の責任を取らせていただいた。」という発言があったのです。なので、その時には今回の提案のようなことは出てこないのだなという認識を私はしていたのですけれど、先日の全員協議会でこれが出てきたので、何がここで変わったのかというのがあれば、お聞かせいただきたいです。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

最終的に議会の皆様の御意見等もこれまでお伺いしてきたなかで判断をさせていただいたところでございます。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

(11 番) 石田タマエ

江村議員の質疑に被るところもあるかもしれませんが、1 点だけです。今回の例えば 100 分の 30、100 分の 20、この金額の根拠というのはどこにあるのでしょうか。そこだけ教えてください。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

こういうことをやったらこれだけ引くという根拠はございません。前回も開園が遅れたことのお詫びということで削減した経過がありますけれども、それも当然根拠は無く、我々 3 人の特別職で決めた数字でございます。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 25 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第 25 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 25 号につきましては、津南町訪問看護事業の設置に関する条例の廃止により、津南町訪問看護ステーションが廃止されることに伴い、津南町職員の給与等に関する条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 26 号 津南町地域駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第 26 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

公の施設である地域駐車場の指定管理について、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの指定期間が終了することに伴い、地域駐車場の現状等を勘案し、一部条例の見直しが必要なことから、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

7 番、恩田稔議員。

（7 番）恩田 稔

私、今までこれを見たことがなかったのですけれども、岡とか赤沢とかというのは、どういった経緯でこういったものになっているのか。

それから、これに対する費用とかは出ているのかどうか、お願いします。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

この条例は、昭和 59 年に制定された条例でございますが、それぞれ地域に駐車場があったというか、管理されていたのですけれども、町民生活の環境の向上、道路交通の確保という目的で地域駐車場を設置したところでございます。それぞれの場所については、公共の駐車場みたいになっているわけでございますけれども、集落の方が使ったりしています。

これについてのいわゆる管理費等というのは、町からは支出はございません。全て指定管理者にお願いしているところでございます。

議長（風巻光明）

7 番、恩田稔議員。

7 番（恩田 稔）

新しいほうで、竜ヶ窪の駐車場と竜ヶ窪の池駐車場というのは、これはどことどこなのか、お願いします。

それと、昭和 59 年ということですが、観光でよそから来た人が停めるためというのであれば分かるのですけれども、集落の駐車場を改めてこれをする必要はあるのでしょうか。

その 2 点、お願いします。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

1 点目の御質疑、竜ヶ窪は確かに二つあるということなのですが、御案内のとおり旧来の駐車場というか、奥のほうの池に近い所に一つ町の駐車場の看板が立っているのはお分かりでしょうか。本当に池の近くにあるのです。もう一つがもっと手前の駐車場、観光バス等がとまる駐車場がもう一つあります。ですから、二つに分かれているという関係にはなってございます。

それから、これも先ほど申し上げた町の土地ということになりますので、今言ったみたいな竜ヶ窪でいくと、町の観光駐車場ということなので町のほうで整備させてもらった。そこを実質、竜ヶ窪の近辺の集落から管理をしてもらっているというような状況にあるということでもあります。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について原案に賛成の方の起立を求めます。
全員賛成です。
よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

— (全員起立) —

日 程 第 6

議案第 27 号 指定管理者の指定について (美雪町集落開発センター)

議長 (風巻光明)

議案第 27 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (桑原 悠)

公の施設である美雪町集落開発センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。
細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長 (高橋昌史)

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長 (風巻光明)

これより質疑を行います。 — (質疑者なし) —
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。 — (討論者なし) —
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第 27 号について採決いたします。
議案第 27 号について原案に賛成の方の起立を求めます。
全員賛成です。
よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

— (全員起立) —

日 程 第 7

議案第 28 号 指定管理者の指定について (津南町テレビジョン共同受信施設)

議長 (風巻光明)

議案第 28 号を議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定によって、吉野徹議員の退場を求めます。
— (吉野徹議員、退場。) —
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（桑原 悠）

公の施設である津南町テレビジョン共同受信施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 28 号について採決いたします。

議案第 28 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

吉野徹議員の入場を許可いたします。

—（吉野徹議員、入場。）—

日 程 第 8

議案第 29 号 指定管理者の指定について（津南町所平克雪管理センター）

議長（風巻光明）

議案第 29 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

公の施設である町所平克雪管理センターの指定管理者を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第 30 号 指定管理者の指定について (津南町地域駐車場)

議長 (風巻光明)

議案第 30 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

公の施設である町地域駐車場の指定管理者を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長 (高橋昌史)

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長 (風巻光明)

これより質疑を行います。

— (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第 31 号 津南町総合振興計画について

議長 (風巻光明)

議案第 31 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本年度、第6次津南町総合振興計画前期基本計画が最終年を迎えることから、前期基本計画を評価し、変更等が必要な場合は基本構想を見直し、また、令和8年度から令和12年度までの5年間の後期基本計画を策定することとなっております。

津南町議会の議決すべき事件に関する条例第2条により、津南町総合振興計画における基本構想については議決事項となっておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

これは基本構想は議決が必要ということなので、全員協議会の時の確認になってしまうのですけれど、全員協議会の時に「基本構想のKPIと基本計画のKPIに違いがあったのだけれども。」というのをどのように整理を行ったのか、お聞かせいただければ。構想のほうを基本的に我々が判断するのであれば、そこはどういうふうにあの後、協議したのかということ。

あと、これも同じで、基本計画のほうのことを言って良くはないのかもしれないですけど。津南未来会議もその時にはあったのですが、これは我々がオーケーしてしまうと全てこの間のものがオーケーになってしまうのであれば、やはりそれがどうなっているのかという確認だけさせてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

二つほど御質疑があったかと思っています。

1点目のところは、先般も少しお話をさせていただきました。この基本構想に係るKPIと後期の基本計画のKPI、この辺の整合性であったり考え方ということでございます。御案内のとおり、これが10年計画の中での中間年ということになりますので、大きくは10年前のもののKPI、これは基本構想も基本計画も同じなのですが、その考え方のなかで、各グループがそれを踏まえ、KPIを設定してきたというところであります。そこは一つ御理解をいただくなかで、なかなか大きな変更はできないという部分があります。ただ、議員の御指摘がございましたので、今後、この計画を作るに当たって、また5年後になりますが、そ

の辺の基本構想の部分と後期基本計画の KPI との整合性、関連性辺りは、今度はしっかり見ていきたいと思っております。

それから、2点目の質疑でございます。今回、皆様から議決をいただくのは、この基本構想部分であるということです。そして、先般、基本計画の部分で御指摘があった所については、また各課のほうで修正をするということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 31 号について採決いたします。

議案第 31 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第 32 号 津南町過疎地域持続的発展計画について

議長（風巻光明）

議案第 32 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本計画は県が定めた過疎地域持続的発展方針に基づくとともに本町の最上位計画である第 6 次津南町総合振興計画の基本構想及び後期基本計画を踏まえて令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年間の計画を新たに定めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

8 番、江村大輔議員。

(8番) 江村大輔

13 ページの下の所に、「計画の達成状況の評価に関する事項」というものがあって、「本計画の取組を進めるに当たり、毎年度、基本目標の進捗状況又は各種対策の実施状況の評価、検証する。評価検証は課長会議等の全庁的な体制によるものと関係機関から」ということ。今ほどの総務課長の話で、「変更が出たら、その都度変更を掛けていく。」ということでした。この令和8年度の前の計画の中で、私が分かっていないだけかもしれないのですが、変更したことはあるのかどうかということ。

併せて、前回の臨時全員協議会でも話したのですが、ニュー・グリーンピア津南関係の観光の所。27 ページになるのですが、雪まつりのスカイランタンが記載されていて、そうしたときに、現状まだ何も変化が無いというなかでは、こういう所が変更される内容なのかどうかというのをどのように認識しているのかということだけ聞かせていただければと思います。前回の全員協議会では、担当班長が「もう民間譲渡するから入れないんだ。」というふうには言っていたのですが、それを変更するというのが今までもそういうことであったのかと、今後、変更するということがやっぱりあるのかどうかを教えてください。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

1 点目の御質疑です。いつあったかというのは明言できないのですが、新しい事業が出た場合は、過去にもその事業だけに対する過疎の計画の変更を議案上程した経緯はございます。ただ、それが議員が在職している時かどうかは、すみません、私は失念しておりますけれども、過去にはそういう事例はあります。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

二つ目の御質疑でございます。この過疎地域持続的発展計画の中でのニュー・グリーンピア津南の位置付けというようなところでございまして、これも例えば、11 ページを御覧いただくと、11 ページの中段になります。地域の持続的発展の基本方針の中にニュー・グリーンピア津南という記載が出てくる所がちょうど真ん中のほうです。「このほか、ニュー・グリーンピア津南や秘境秋山郷、又は多くの温泉資源等による観光振興のほか」うんぬんというところで、ニュー・グリーンピア津南という文言が出てくるということになります。それから、27 ページ、これは今、議員から御指摘があった観光業の振興、こちらの現状と問題点の中で、28 ページのほうになります。4 行目辺りでしょうか。「点在する施設の老朽化が進み、維持管理等々の増加が懸念される。温泉については、観光施設と健康増進施設が混在しており、総合的な利活用、目的の検討と規模の適正化が必要である。」というところ。そして、その下のその他の対策辺りで、四つ目の点に「各施設をテーマ

別、目的別に管理運営し、効率の良い営業展開を検討し、経済効率、費用対効果を踏まえて、施設の整備を行う。」というようなところ。そして、29 ページの中で6 の計画の、事業計画の令和8 年度から令和12 年度の中では、30 ページのほうに（9）として、観光又はリクリエーションというところがあります。この中の一番下のほうなのですが、観光施設整備事業というものが入っております。したがって、今言ったようなところで、今後のニュー・グリーンピア津南が民間譲渡をされるか否か、そういったところも含めたなかで、町としてはその方向で向かっていますが、先ほどの臨時全員協議会等々でも話があったとおり、この辺がまだはっきりとどういうかたちになるかは分からない状況でございます。ただ、もし仮に、こういった施設が町の施設として残るということがあるのであれば、こういった観光施設の整備事業という括りの中で、それをうまく表現し記載するなかで、当てはめていくことは可能なのだろうとい見解を持っています。

議長（風巻光明）

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

理解できました。副町長、過去の事例の時は、基本は過疎債を使う前に、この過疎計画を変更することで、過疎債の対象になるということなのでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

議員お見込みのとおりでございます。起債を起こすために事前に過疎計画の変更をさせていただくということでございます。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第32号について採決いたします。

議案第32号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第 33 号 財政調整基金の処分変更について

日 程 第 13

議案第 34 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 20 号）

日 程 第 14

議案第 35 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 15

議案第 36 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 16

議案第 37 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 17

議案第 38 号 令和 7 年度津南町病院事業会計補正予算（第 3 号）

議長（風巻光明）

議案第 33 号から議案第 38 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 33 号から議案第 38 号まで一括して主なものを説明いたします。

財政調整基金の処分変更は、特別交付税の交付決定や国・県交付金額の決定により、繰入額を 4 億 6,000 万円から 3 億 1,350 万 7,000 円減じ、繰入総額を 1 億 4,649 万 3,000 円とするものです。

次に補正予算では、総務課関係では、歳入で、普通交付税及び特別交付税の増、地域少子化対策重点推進交付金の減、結婚新生活支援連携推進補助金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、財政調整基金繰入金の減、前年度繰越金の増。歳出で、ふるさと支援まちづくり基金積立金及びふるさと納税事務委託料の増、結婚新生活支援事業補助金の減、固定資産評価審査委員会報酬及び費用弁償の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、児童手当負担金減、過年度障害児入所給付費等県負担金の増。歳出で、障害者介護給付費の増、児童手当の減、介護保険特別会計繰出金の減、予防接種委託料の減、町立病院運営費補助金の増、及び投資及び出資金の減などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、基金運用収入の増。歳出で、農業振興基金基金積立金及び雑水山第二発電所施設管理運営基金利子積立金の増などがございます。

建設課関係では、歳入で、除雪事業費国庫補助金の増、農地農業用施設災害復旧費県補助金の増。歳出で、消雪施設電気料の減などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、施設管理弁償金の増。歳出で、放課後児童指導員報酬の減、保育士報酬の減、小学校施設燃料費の減、小学校施設整備工事費の減、特別支援臨時支援員等報酬の減、小中学校自動車借上料の減、津南中等教育学校通学費補助金の増、調理員等報酬の減などがございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、国県支出金支払基金交付金清算償還金の増でございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、保険料の増。歳出で、広域連合納付金の増でございます。

介護保険特別会計では、歳入で、介護給付費国県負担金の減、国庫調整交付金の減、支払基金交付金の減、繰入金の減。歳出で、介護サービス等給付費の減、財政調整基金積立金の増などがございます。

病院事業会計では、事業完了を見据え、収益的収支で運営費補助金の増、資本的収支で一般会計出資金の減などがございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（小島孝之）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（滝沢泰宏）、病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

2点、お願いします。

最初は財政調整基金のことで、第33号と併せて第34号の補正予算の7ページに財政調整基金の繰入金の減というものがあって、令和6年度の決算書を見てきたのですが、財政調整基金が令和7年3月31日時点、約1年前で11億9,071万7,689円だったのです。この第33号の所にある残高見込額というのは、令和8年3月31日に残るであろう財政調整基金とっていいのかということを確認させてください。そうすると、去年より約7,000万円、財政調整基金を積み立ててあることにはなっていて、先般の病院の説明の時にも「もう再来年度の予算を組めません。」と、この財政調整基金のことを町長が言っていたのですが、実際には財政調整基金はそこまで減っていないということがあるのではないのかというのを今回確認させてください。

あと、もう1点、教育委員会の補正のところで、保育士の報酬減とか特別支援の臨時支援員の報酬減、調理員の報酬減で、欠員・欠勤ということでした。これは必要だったけれど、人員不足によるものだったのか、お聞かせください。

以上です。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

1点目の財政調整基金については、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、例年、特別交付税というものがこの3月、よくよく中盤から終盤にならないと交付決定の額が幾らになるか分からないというところがございます。今回については、先ほど申し上げましたとおり、結果として当初予算が1億4,000万円ほど多くなったという部分が非常に大きいかと思っています。そのほかにも、国県の交付金辺りが、これは除雪対策費も含めて上振れをしたというなかで、当初、財政調整基金から取り崩しをするものよりも、私が想定していたよりも、そういったものが多く入ってきたものですから、今回、その分を財政調整基金に戻すというか、減ずることができたということになります。結果、先般の病院の財政シミュレーション等々についての比較ということになれば、その当初、こういった数字が分からなかったものですから、そこについては想定の金額で説明をさせていただいたということになっているかと思っています。ただ、議員御指摘のとおり、繰入れの総額が1億4,600万円ほどで残高が12億円ほどになりますので、結果とすれば、ほぼ一緒くらいになったかなと思っています。ただ、先ほども少し申し上げましたけれども、財政につきましては、今後、まだまだニュー・グリーンピア津南の関係、あるいはこれからの小学校統合、保育園整備の関係、さらには病院経営のこれからの改革の関係、あるいは公営企業のいろいろな関係、こういったところもありますので、町としては財政調整基金を1円でも多く積み立てるなかで、住民福祉の向上のために有効に活用できればと、そんな思いではございます。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

予算につきましては、必要な人員ということで予算計上をしております。結果的に、面談等も行って、条件が伴わずに採用ができなかったということ。それから、けが・病気等で療養休暇に入った職員等については無給となりますので、その分不用額として発生したということになります。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

教育委員会のほうは、人員不足は大丈夫なのかという。これだけ減となると払っていないという現実はこの数字では分かるのですが、結局、人員不足だったのかというのはどうなのか、お聞かせください。

あと、財政調整基金は、やはり町民に説明するときに、何かちょっと違うような説明の仕方になっている気がするので、そこは町長も副町長もしっかり財政調整基金について、もう少し丁寧に説明いただければと思います。

議長（風巻光明）

町長。

町長（桑原 悠）

改革すべき方向性は変わらず、非常に予断を許さない財政危機と感じております。やるべきこと、今ほど総務課長が申しあげましたことをしっかりとやっていくことが、町が存続していくことの一つの道となります。いずれにいたしましても、危機的な状況は変わらないと見ていただけてっこうかと思っております。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

人員不足については、人が足りないというなかで保育園の中で人員をやり繰りして、なんとか耐えきったというところであります。年度内に人事異動等も行いながら、保育園間の調整をしたというところになります。それに伴って、本来、フリー保育士として配置をして、その方がいろいろと調整して回る役目だったものがなくなったために、保育士が年休を取りにくくなったりとか、現在の職員が大分影響を受けたということは事実であります。

議長（風巻光明）

11 番、石田タマエ議員。

（11 番）石田タマエ

まず、2 点ほどお伺いします。

6 ページの地方交付税の特別交付税です。先ほど、御説明いただいたなかで、今回、補正もあるのですが、特別交付税で 4 億 8,255 万円とお話いただいたかとおもうのですが、この中の病院に特化した額というのは幾らなのか、教えていただきたいと思えます。

それから、もう 1 点は病院事務長にお伺いします。先ほどの御説明の中で、「2 月末の見通しのなかでは、約 8,000 万円不足するから、町の財政等々から 5,000 万円の繰入れ。」という御説明があったのですが、そうすると、病院会計でざっと 3,000 万円の赤字を出そうとしているのか。ただ、今回のこの補正予算を見ると、収支はとんとんという補正予算になっているので、その辺のつじつまが私の中で合わないのです。

その 2 点を教えてください。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

1点目の御質疑、病院に係る特別交付税ということでございます。特別交付税は、12月と3月に交付が来ます。12月に来ている分で病院に係るもので4,968万3,000円というルール分の交付がありました。それと、医師派遣のところでは1,232万円のルール分の交付がありました。

議長（風巻光明）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、今回の最終補正予算5,000万円の町補助金、これにつきまして、当初、議員の皆様には8,000万円程度の損失が赤字計上されるという御報告をさせていただいているところでございます。実際、町と協議をした結果、議員御指摘のとおり、3,000万円の不足分が生じる可能性は出てきます。今回の補正予算につきましては、医業収益の減額幅につきまして、お示しのとおりでございますが、実際、あと1週間でどの程度ここに近付けられるかというような話になってきます。ですので、先般の定例議会の時に御説明申し上げた見込額が一番近い数字かと思っております。よろしく申し上げます。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

そうしますと、これは総務課か副町長にお伺いするのですが、病院の繰入金5,000万円というのが妥当というかこれで良いのか。あるいは、例えば財政調整基金の戻しをしているわけですが、あと3,000万円、財政調整基金の繰戻しを減らして病院のほうに付けるというようなことというのは考えられないものなのではないでしょうか。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

我々も散々検討した結果、このような数字にしたわけでございます。病院の運営に支障が無い程度、現金等もございまして、そこら辺を病院の会計担当に相談した結果、この5,000万円という数字を運営費補助として出させていただいて、残りを財政調整基金に積んだわけでございます。ただ、財政調整基金も大変厳しい状況でございまして、今は12億円ちょっとありますけれども、新年度予算は5億円以上を財政調整基金から取り崩すとなると、7億円ちょっとしか残らない状況でございまして、これが来年、どのくらい戻せるか。こ

れはだんだん厳しくなると私は予想しておりまして、戻す額はだんだん少なくなってくる
ことが懸念されております。そうすると、今、町長が言われたとおり、かなり厳しい財政状
況が2年後、3年後は待っているのかなという感じで、今回、財政調整基金のほうに手当
をさせていただいたところでございます。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

御苦勞されたことはよく理解できました。ということは、病院のキャッシュフローがな
んとか回ることを一つの線引きと考えてしたという理解でよろしいでしょうか

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

議員、お見込みのとおりでございます。それと加えて、連結での赤字が出ないような感
じで計算したところでございます。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（風巻光明）

議案第33号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第33号について採決いたします。

議案第33号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立9名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第34号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

既に御承知のとおり、津南病院の慢性的な赤字運営が続いております。令和7年度決算に当たり、最終補正で病院会計の繰入額 5,000 万円では不足だと考えます。

今回の病院会計の補正予算では、一応、収支はトントンとなっておりますが、今ほどの事務長からの御説明によりますと、一般会計の繰入額に合わせて収益のほうを調整しているというような御説明をいただきました。このままですと、病院会計で 2,000 万円から 3,000 万円の赤字が余儀なくされると考えられます。

昨年も実はこの場で、病床転換補助金の扱いについて、私は異論を唱えさせていただきましたが、結局、病床転換補助金が昨年度では得られなくなり、病院会計で大きな赤字を計上しました。

また、令和8年度にも病院機能縮小が予定されているなかで、令和7年度も大きく赤字計上することで、病院職員の士気に影響することを懸念いたします。町民の最も無くてはならない医療施設で日々奮闘している職員を大切に考えたとき、やはりその士気が下がらないためにも、令和7年度病院会計の収支が整う繰入額、約 8,000 万円以上の繰入れが必要と考え、反対討論といたします。

議長（風巻光明）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 8 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 35 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 35 号について採決いたします。

議案第 35 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 36 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 37 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 38 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 38 号について採決いたします。

議案第 38 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 8 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 18

議案第 39 号 令和 8 年度津南町一般会計補正予算（第 1 号）

議長（風巻光明）

議案 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案 39 号の主なものを説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の減、デジタル活用推進事業債の増。歳出で、ニュー・グリーンピア津南施設の民間譲渡等に係る弁護士業務委託の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、地域おこし協力隊事業の増でございます。

細部につきましては、総務課長及び農林振興課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、農林振興課長（小島孝之）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

弁護士業務委託料のほうで確認させてください。

今ほど、500万円になるかどうかというのは理解はできるのですが、令和6年度にまず最初に結んだ時には200万円税抜きでの委託料で、決算では108万1,300円で、やっぱり100万円ほど不要が出ました。今年度はまだ終わっていないので分からないのですが、今度は500万円税込みで契約をしているなかで、現時点での実績や見込み金額はどのように考えているのか、これがもう500万円に達しているのかどうかというのをお聞かせいただきたいです。

併せて、業務内容というのは、今年度同様の委託の内容なのかというのを教えてください。

農林振興課のほうで、どういう業務課を今聞いていたなかで、ふと頭によぎったのは、町内で有機農業を広めていくという業務はこの方には無いのか。今、販路だったり調査、実証実験というような話でしたけれど、有機農法を進めていくというなかでこの方を入れて町内に広めていくということは今は無かったので、そこら辺をお願いします。

あと、どこかに所属しての活動なのかというのも確認させてください。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

まず、弁護士の業務委託の関係で二つあったかなと思っています。

1点目は、令和7年度分ということになるかと思いますが、これについては3月31日までであり、今現在、その実績等々について。以前、議員からも御質疑があつて、これは先生方によって単価が変わってきますし、対応した時間、こういったものに基づき、私どもとすれば支払いをするということになります。ただ、本当に先生方からいろいろ御指導いただいているなかでは、この3月まで、それこそ先般もやりましたけれども、ほぼこの500万円に近い数字になるのではないかと予定をしておりますが、額はまだ決定はしてございません。

それからもう一つ。内容なのですが、委託内容というのは弁護士委託契約書の中でうたわれております。基本的にこのまま契約内容ということにはさせてもらおうと思っておりますが、この第8条の中に、本契約の有効期間のほかにもうたわれているところがあります。再契約の内容については、基本的には本契約と実績に同様の条項によることができるのだけれども、本案件のその時点で展開に即して甲乙協議の上、適宜修正し、改変

が必要な場合には付加されるなかで変更することもできるということになっていきますので、この辺は状況を見ながらさせていただきたい。基本的には、原則的には、今年度の内容ですけれども、そこは条件をもって協議をするなかでという話にさせていただければと思っています。

議長（風巻光明）
農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

私の説明不足で申し訳ございません。

まず、1点目の町内で有機農業を広げる考えはということですが、当然、町内の有機農業連絡会の皆様と一緒に、まず、有機農業を進めるに当たっていろんなデータ取りは必要かなと思っています。そういったなかで、収量アップとか、除草対応とか、そういったもののデータを取るなかで、拡大も含めて活動はしていただく予定でございます。ただ、この方が都内のほうでもかなりお顔が広いということで、そちらのほうもまた引き続きやっていただければと思っています。

所属につきましては、基本的に農林振興課と昨年作った有機農業連絡会、この二つのほうでの活動がメインとなります。有機農業に非常に興味もある方ですので、どちらかと言うと役場の中にいるというよりも、有機農業連絡会の農業者の皆さんと基本的には活動していただくなかで、地域おこし協力隊の活動としても役場のほうにも顔を出していただいて、連絡を取っていくというようなことを考えております。

よろしく申し上げます。

議長（風巻光明）
8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

今ほどの農林振興課は理解できました。

また、総務課長に、契約書をきっと見ていると思うのですが、私も見ていて、この第1条1項（2）に「津南町と㈱津南高原開発との賃貸借契約の終了に係る書類の作成」というものがあって、これはこの表現ではないのではないかと思うので、中身もしっかり。この中身ではなく検討が必要なのではないかと思うのですが、今のところどうでしょうか。

議長（風巻光明）
総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員の御指摘のとおりもありますけれども、私どもとしては、この委託契約書の内容に沿って。もし、必要であれば、先ほど申し上げたところで改変をする。これは協議の上ということになりますが、そのような対応を取らせていただければとは思っています。

議長（風巻光明）

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

契約書の記載は結構重要だと思うので、その他の所での協議でということではなくて、本当にそうならないものというのは削除したり、なりそうなものというのは追加していくというふうにしていただきたいと思います。このままというような感覚ではなくて検討いただければと思いますが、まだどうでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員の御指摘は御指摘として受け止めさせていただきたいと思っております。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和 8 年第 2 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後 0 時 18 分）—